

## **学校法人会計の特徴や企業会計との違い等の説明資料**

### **【学校法人会計とは】**

学校法人は、私立学校を設置し、それぞれ学校の理念に基づいた教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的としています。また、研究活動を行なうことにより、その成果を社会に還元していく役割も担っています。したがって、利益の追求及びその配当を主な目的とした営利法人（株式会社、有限会社など）とは、目指す目的が異なります。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることがありますが、学校法人会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。

教育・研究活動を行うためには、一定の施設設備や人員が必要であり、これらを整備するための資金や保有した財産を管理していかなければなりません。また学校法人の教育・研究活動を継続的に行なうためには、財務状況を正確に把握し収支バランスを意識した経営を行い、将来の発展のために計画を立案していくことが求められます。そのため学校法人会計基準という一定のルールのもとに、財務状況を把握するための計算書類等を作成することになっています。

また、その計算書類は、国や地方公共団体などから補助金交付を受けるための報告資料として利用されます。

### **【企業会計との相違点】**

大きく異なるのはその目的で、学校法人会計は教育研究活動であるのに対して、企業会計は利益追求のための経済活動である。

また、作成する計算書類等について学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類とそれぞれの附属書類および明細表を作成することが義務づけられています。さらに、予算においても「資金収支予算書」「事業活動収支予算書」の作成が義務付けられています。

一方、企業会計においては、「損益計算書」「貸借対照表」および「キャッシュフロー計算書」が決算用及び株主用に作成されております。なお、企業会計では必ずしも予算は義務付けられておりません。